

【諮問第153号・154号】

18川情個第70号

平成18年10月16日

川崎市教育委員会
委員長 宮田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 安富 潔

公文書開示請求に対する諾否の決定処分に関する異議申立てについて
(答申)

平成17年7月25日付け17川教庶第493号及び同日付け17川教庶第494号で諮問のありました公文書開示請求に対する諾否決定処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った諾否の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 開示請求

異議申立人は、平成17年5月13日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例第2条に規定する実施機関すべてに対し、「全実施機関が訴訟上・外で和解をしたうちの最新の2件分の訴訟記録の文書の全て（川崎市と当該実施機関間および訴訟代理人と川崎市ならびに各実施機関との間の和解進行手続経過の文書を含む）」の閲覧及び写しの交付請求を行った。

開示請求を受け付けた総務局情報管理部行政情報課の担当者は対象となる公文書の範囲が広いことから、平成17年5月24日に異議申立人と協議を行い、請求対象公文書を「訴訟上・外で和解をしたうちの最新の2件分の訴訟記録の文書」のうち「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」及び「和解に伴う支払い伺い文書」とすることとし、すべての実施機関に対しその旨を連絡した。

実施機関のうち教育委員会を除く実施機関は、平成17年5月23日から平成17年6月8日の間にそれぞれ諾否の決定処分を行った。

(2) 諮問第153号事件・諮問第154号事件

実施機関のうち教育委員会は、協議により同意した「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」に該当する文書として、「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録及び同定例会の配布資料・議案第2号を特定し、そのうち「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録については、平成17年5月27日付けで全部開示処分を行った。

教育委員会は、平成5年4月27日開催教育委員会定例会の配布資料・議案第2号及び「和解に伴う支払い伺い文書」に該当する文書として特定した「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書については原告の住所、氏名は条例8条第1号に該当するとして、また、原告代理人の金融機関情報は条例第2条アに該当するとして平成17年5月27日付けで部分開示処分を行った。

異議申立人は、平成17年5月31日付けで、すべての対象公文書の開示を求めるとして、教育委員会が行った全部開示処分及び部分開示処分に対し、それぞれ異議申立てを行った（ 審査会諮問第153号事件、 審査会諮問第154号事件 ）。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年5月8日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

教育委員会は請求内容に対して自分勝手に合理性を欠いた恣意的な判断で対象公文書の特定を行っている。文書の特定に疑義が生じたときには異議申立人本人に聞いてくればよい。情報公開制度に関し、実施機関に開示の義務があることを教育委員会は理解していない。情報公開をすることによって行政参加をしてもらうことにより、市民と協力して市政を運営していくというのが情報公開制度の趣旨であるので、開示請求に対して内容を確認するくらいのことが必要である。教育委員会はなにを請求されているのか確認もしないで、これでいいだろうと勝手に判断を行っている。情報公開制度に対して教育委員会の対応がなっていない。

また、実施機関の処分は諾否の決定通知書通りの処分がなされていないので機械的に異議申立てをせざるを得ない。全部開示された対象公文書および部分開示された対象公文書の他に対象となる公文書があるはずであるので、開示された文書以外の文書の全部開示を求める。

なお、部分開示処分がなされた諮問第154号事件の開示公文書に記載されている個人の住所及び氏名並びに原告代理人の金融機関名、口座種類の不開示部分については争うつもりはない。

4 実施機関の主張要旨

平成17年11月7日付け処分理由説明書及び平成18年4月10日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 諮問第153号事件関係

開示請求の対象となった「訴訟上・外で和解をしたうちの最新の2件分の訴訟記録の文書」のうち「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」に該当する文書として「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録及び同定例会の配布資料・議案第2号を特定し、「訴訟上・外で和解をしたうちの最新の2件分の訴訟記録の文書」のうち「和解に伴う支払い伺い文書」に該当する文書として「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書であると特定した。

本件請求の対象とされる訴訟上の和解は、原告から提起された訴訟継続中に裁判所の勧誘によって訴訟上の請求について譲歩する行為であり、訴訟外の和解とは訴えの取下げを合意することなどにより、裁判外において当事者間で行われる和解であり、裁判上の和解と対比されるものとされています。

教育委員会の所管する争訟事件のうち、訴えを取り下げて和解に至った事件はなく、裁判所の勧告により和解が成立した学校事故における損害賠償請求事件が1件あっただけである。この和解については、平成5年4月27日に開催された教育委員会定例会で議会の議決を求めることを決定したものであり、「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録については、開示できない部分が存在しないため全部開示処分を行ったものである。

(2) 諮問第154号事件関係

「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」に該当する文

書として特定した文書のうち、平成5年4月27日開催教育委員会定例会の配布資料・議案第2号」については、訴訟の原告の住所、氏名は条例第8条第1号の「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの」であるためこの部分を不開示としたものである。

「和解に伴う支払い伺い文書」に該当する文書として特定した「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書については、訴訟の原告の住所、氏名は条例第8条第1号の「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、また、原告代理人弁護士の金融機関名、口座種類については条例第8条第2号アに該当する法人等の内部に関する情報であるため、これらの部分を不開示とする部分開示処分を行ったものである。

5 審査会の判断

当審査会は、単一の公文書開示請求に対して行われた諾否決定処分に対して提起された異議申立て案件であるため、併合審理することと決定し、次のとおり判断する。

(1) 異議申立人は、平成17年5月13日に全実施機関に対し、「全実施機関が訴訟上・外で和解をしたうちの最新の2件分の訴訟記録の文書の全て（川崎市と当該実施機関間および訴訟代理人と川崎市ならびに各実施機関との間の和解進行手続経過の文書を含む）」の開示請求を申し立てた。

(2) 異議申立人が開示を求める文書の表示が漠然としており、この表示によれば、極めて大量の文書の開示を求めたものと考えられるため、総務局情報管理部行政情報課担当職員が、異議申立人に公開を求める文書を問い合わせ、各実施機関に対する開示対象公文書が下記のとおりであると確定した。

訴訟上・外で和解をした訴訟事件のうち最新2件分についての

ア「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」

イ「和解に伴う支払い伺い文書」

(3) 教育委員会において、訴訟上・外で和解により終了した訴訟事件は、平成5年7月9日に訴訟上の和解により終了した、横浜地裁川崎支部平成元年（ワ）第497号損害賠償請求事件の1件だけであった。そこで、教育委員会は、開示対象公文書として、「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録、同定例会の配布資料・議案第2号、「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書であると判断した。そして、教育委員会は、平成17年5月27日付で、異議申立人に対し、前記会議録を全部開示処分、同定例会の配布資料・議案第2号については、原告の川崎市以外の住所および氏名を、「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書については、原告の川崎市以外の住所および氏名ならびに原告代理人の金融機関名・口座種類を不開示とする部分開示処分を行った。

これに対し、異議申立人は、前記全部開示処分及び部分開示処分に対し、平成17年5月31日、全部開示を求めて異議申し立てをした。全部開示処分に対する異

議申し立てが諮問第153号であり、部分開示処分に対する異議申し立てが諮問第154号である。

(4) 異議申立人は、異議申し立ての理由として、教育委員会の場合、全部開示処分であっても、他に開示対象公文書が存在することがあり、実質は不開示処分であること、開示文書の閲覧時に処分理由を説明できる者がいないため、文書の存否や開示非開示の判断理由等の説明ができないため、機械的に異議申し立てをせざるをえないと主張している。なお、異議申立人は、平成18年5月8日に実施された口頭意見陳述で、同定例会の配布資料・議案第2号について、原告の川崎市以外の住所および氏名を、「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書については、原告の川崎市以外の住所および氏名ならびに原告代理人の金融機関名・口座種類を不開示としたことについて異議はないとのことであった。

(5) そこで、教育委員会が、開示対象公文書として、「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録、同定例会の配布資料・議案第2号、「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書であると判断したことが妥当であったか、他に開示対象公文書が存在していたかについて検討する。

異議申立人は、前述したとおり、開示対象公文書についての総務局情報管理部行政情報課担当職員の問い合わせにより、開示対象公文書を訴訟上・外で和解をした訴訟事件のうち最新2件分についての（1）「和解案締結伺い文書（和解案に同意することを決めた文書）」（2）「和解に伴う支払い伺い文書」と確定したものであること、教育委員会において、訴訟上・外の和解により終了した事件は、横浜地裁川崎支部平成元年（ワ）第497号損害賠償請求事件の1件だけであるとのことであり、他に訴訟上・外の和解により終了した事件があるとは推認できないことから、教育委員会が開示対象公文書として「平成5年4月27日開催教育委員会定例会」の会議録、同定例会の配布資料・議案第2号、「5川教庶第423号・訴訟上の和解に伴う賠償金の支払いについて（伺い）」の回議書であると判断したことは妥当である。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	小	林	美智子
委員	鈴	木	庸夫
委員	高	岡	香
委員	安	富	潔